

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（条文解説）

【前文】

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があるなど、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられましたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されていないことから、手話に対する長浜市民の理解を深めるとともに、手話を普及して手話を使用しやすい環境を整備していくことが重要です。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、長浜市民が手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、長浜市民と長浜市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文では、手話は音声言語である日本語と同様に一つの言語であるとの認識を示すとともに、本件条例の趣旨を説明しています。

手話はろう者にとって、意思疎通や、知識の蓄積、及び文化を創造するための必要な言語として、大切に受け継がれ、育まれてきました。その一方で、長い間、手話が言語として認められず、手話の使用を制限され、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた歴史があります。

こうした経緯の中、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、また、我が国でも、「障害者基本法」において「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が図られること」と規定されるなど、手話が法令上言語として位置づけられたものの、手話に対する認識が十分でない状況にあり、コミュニケーションを図るための環境を整備する必要があります。

このような状況のもと、長浜市においても、手話が言語であることへの理解を広め、手話に関する施策を推進することにより、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、その基本理念等を定める本条例を制定することとしました。

また、長浜市の特徴として、年間を通して多くの観光客が訪れるため、ろう者の受け入れの視点から、長浜市を訪れた人を含むすべての人の心を通わせる豊かな共生社会を実現するための思いを込めた前文としています。

＜障害者の権利に関する条約＞

しょうがい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、しょうがい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、しょうがい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

＜障害者基本法＞

全ての国民が、しょうがいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、しょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、しょうがい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めた法律。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条は、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めたものです。

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると規定されていますが、いまだに手話に対する理解や普及は深まっていません。

しょうがいのある人もない人も全ての者が地域で一緒に暮らすためには、様々なバリアを取り除くことが大事です。ろう者にとって、コミュニケーションのために手話が容易に使用できる環境は、安心して地域で生活できることに繋がります。

本条は、この条例が手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民、ろう者、手話通訳者等手話を使用する者、事業者に期待する役割を明らかにし、計画的に施策を推進することで、全ての者が共生することのできる地域社会が実現することを目的として規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者（手話を使用するろう児及び盲ろう者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

この条は、手話言語条例で使用する用語のうち、定義が必要なものについて定めたものです。

第1号では、市民とは、手話の理解等に関する施策を推進するにあたり、多くの方が主体的に取り組んでいくことが望ましいことから、市内に在住している方のほか、市外からの通勤通学する方を位置づけています。

第2号では、ろう者とは、手話を主なコミュニケーション手段として、日常生活や社会生活を営んでいる者と規定しています。なお、ろう者には、手話を使用する子どもや盲ろう者も含むとしています。また、盲ろう者の方には、「盲ベースの盲ろう者」、「ろうベースの盲ろう者」がおられ、本市の手話言語条例の対象となる方は、手話を使用できる「ろうベースの盲ろう者」と考えています。

第3号では、事業者とは、市民の規定と同様、多くの事業者に参加していただくことが望ましいことから市内において、個人以外に手話の理解等に関する施策を推進するにあたって主体となっていく組織や団体と規定しています。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話の獲得及び習得に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、ろう者が、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。
- (3) ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

【解説】

この条は、手話に関する基本理念（根底にある基本的考え方）について定めています。

各号の3つの基本的考え方により、手話の理解の促進や手話の習得等のための施策を実施することが必要であることを定めています。

「習得」は、第1言語が他にあつたうえでの言葉であり、手話は言語であるため「獲得」という意味を込めています。

第1号では、ろう者が、自立した生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであることとしています。

第2号では、手話を言語と認識し、手話への理解と普及の促進を図り、ろう者が、手話でコミュニケーションを図ることができる環境を構築するものであることとしています。

第3号では、ろう者は、手話により、円滑にコミュニケーションを図る権利を有し、その権利は尊重されるものであることとしています。

これらのことを前提として、①手話に対する理解、②手話の普及、③手話の獲得や習得等に関する施策を行うと定めています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより、ろう者が、手話によるコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活又は地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

2 災害が発生した場合において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条は、市の責務を定めています。

市は、基本理念にのっとり、ろう者が自立した日常生活や地域において社会参加ができるよう、必要な施策を推進すると規定しました。手話の特性について、正しい理解を図るとともに、ろう者が、手話で話すことや、手話を使いやすい環境整備などを関係機関と連携して取り組むこととします。

また、災害が発生した場合に、ろう者へ適切に情報を提供することとあわせて、意思疎通の支援にも必要な対応をすると定めています。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者は、基本理念にのっとり、手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

【解説】

この条は、市民等の役割について定めています。

すべての市民がともに生きることのできる地域社会の実現にあたっては、市民が基本理念への理解を深めるとともに、手話を必要とする人が安心して生活を送ることができる環境づくりにお互いに取り組むことが必要です。

また、手話に対する施策は、市の取組みだけで完結するものではなく、施策の推進にあたっては、市民の協力が不可欠です。

市が、市民に対し、手話やろう者への理解・配慮をすることにより、市民は手話への理解を深め、また、手話に関する市の取組に協力するよう努めることにより、合理的配慮を促すよう定めています。

第2項では、すべての市民がともに生きることのできる社会の実現には、市民が手話を言語として認識するよう努めるだけでなく、ろう者や手話通訳者等も、共に基本理念により、手話の普及に努めることを定めています。

第3項では、事業者がろう者に対してサービス等を提供するとき、ろう者が利用しやすいように、手話などを使い、工夫して伝えるよう努めることを定めています。また、ろう

者が働く場面において、手話など、ろう者がわかりやすいコミュニケーション手段を活用し、働きやすい職場環境を整備するよう努めることを定めています。

(施策の推進方針の策定)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策
 - (2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策
 - (3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策
 - (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条は、施策を推進するための方針について規定しています。

方針の策定にあたっては、第1号から第5号の施策を、総合的かつ計画的に推進するものと定めています。

第1号には、多くの市民が手話への理解を深め、また、普及を図るための施策を挙げています。

第2号には、意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策を挙げています。

第3号には、手話を使用しやすい環境の構築のための施策を挙げています。

第4号には、手話による意思疎通を支援できる者を確保し、また、養成していくための施策を挙げています。

第5号には、前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために、市長が必要と認める施策を挙げています。

第2項では、施策の推進方針等を定めるにあたり、当事者等の意見が反映されるよう、必要に応じて当事者の意見を聞く場を設けるなどの対応をすることを明記しています。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

この条は、財政上の措置について定めたものです。

条例に基づく施策を推進するためには、一定の財政措置が必要になることから、それを担保するため、必要な財政上の対応をするよう努めるものとしています。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条は、この条例に関し、施策を推進していく上で必要な事項は、市長が別に定めることを定めたものです。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【解説】

本附則は、条例の施行期日を定めています。